

第3回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和6年10月23日

13時30分～15時00分

場所：大口町健康文化センター1階
栄養指導室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

次第1：委員長あいさつ

委員長：[あいさつ]

みなさまこんにちは。ざーっと降ったりちょっと今小雨だったり天候の不順なところ、みなさまお疲れさまです。今日はこども条例制定検討委員会ということで、具体的な案が出てきたものを検討するという回になっています。私も資料を拝見させていただいて、いろいろ思うところ、事前にお伝えする機会があったんですけど、この場でいろいろ議論していければなと思っています。前文のところでは、こどものワークショップで作られた4つのグループのものがそのまま載っているという形になっていて、なかなか斬新というか、おもしろいな、こどもの意見をそのままとめているというところで特徴あるのかなという風に思っています。見させていただいて、2つほどお話しさせてもらえるといいかなと思ってきたんですけど、それにあたって、みなさんこういうのってご覧になったことありますか。「はじめの100か月の育ちビジョン」というこども家庭庁が出しているビジョンなんですけど、このはじめの100か月というのは、妊娠期から小学校1年生くらいまでの時期ということで、こども家庭庁がこどものいろんな施策を進めていく羅針盤になるものとして、5つのビジョンを提案したものなんですけど、なぜこのはじめの100か月というのを強調しているかということ、就学前というか小学1年生も含み妊娠期からその頃のこどもたち、その時期のこどもたちのことをしっかり考える必要があると、その時期のこどもたちの、もちろんそのこどもたちのこどもの権利の擁護も大事だし、意見の尊重ということもすごく大事だしということで、そういったことの理解をこどもと直接関わる仕事をするというか関わる大人だけではなくて、国民のすべてに理解を深めてもらって施策を推進していくための羅針盤となるようにということで作られたものようです。小さなこどもたちの声を聴くという、今回大口町さんの場合はワークショップをやり、アンケートをやり、条例に繋がっているんですけども、やっぱりどうしても言葉でコミュニケーションをとれる対象ということにはなっていないんですけども、改めてそういうまだ言語発達が不十分とか、自我の成長が発達途上で自分の考えをこう言葉で表現できないこどももちろん思い願いをもっていて、例えば0歳児であっても、言葉がだいたい初めの初語が出るのがだいたい2歳ぐらいなので、その前というのは言葉でのコミュニケーションできないんだけど、心理学でいうと前言語的コミュニケーションする時期だという風に言うんですけど、言葉ではないコミュニケーションしていると。なので、よく授業で言うんですけども、こどもはたくさんサインや思いを私たちのまわりに伝えているので、それに気づくのが大事だし、十分そのときにコミュニケーションが成立しはじめています。そのことを認識することが大事ということなんですけれども、そういうこどもの思いや願いをくみ取れるような社会であってほ

しいなという風に思います。それは小さなこどもだけではなくて、例えば大きくなったこどもでもなんらかの障がいがあったり、困難を抱えていたりして、自分の本音を言葉にできない状況もたぶんあって、言語にするのが難しいお子さんもいたりして、そういうこどもたちの声もちゃんと尊重できる、そして、そういうこどもたちの発達や状況の過程を配慮したうえで、こどもの声を聴くということができるといいなという風にひとつ思っています。それからもうひとつは、この100か月のビジョンで、ちょっと自分の講義みたいで恐縮なんですけど、5つビジョンがあって、「安心と挑戦の循環」というのがあるんですけど、安心、今回のこども条例の中にも安心安全なまちというか、そういうこどもたちが安心できるというワードがいっぱい出てくると思うんですけど、本当に安心感をこどもが感じられる関係性とか場所、居場所というのは、こどもの成長や発達の基盤になるんですよね。最もこどもが健全に育つための安心というのが大事だというのは心理学の中でも言われていて、心理学でいうと、愛着とかアタッチメントの形成という用語になるんですけど、それをこういうビジョンの中にこども家庭庁のものでも入ってきたというのはすごく意味があって、そういうのをちょっと念頭に置きながら、こういったこども条例を、この条例はそもそもこどもの権利とかこども基本法とかをベースにしているところがあるので、もちろん組み込んでくるんですけど、そういうのを頭に置きながら、そしてそれが大口町にいるすべての人に理解、浸透するようなことを願ってこの条例ができるといいなという風に思っています。すみません、分かりにくい話だったかもしれませんが、ちょっとそんなことを思いながら来ました。どうぞ今日はいろんな意見をお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

次第2：議題

(報告事項) (1) こどもワークショップ「あながたつくる！こども条例」について

事務局：[説明]

※資料1「こどもワークショップ『あなたがつくる！こども条例』について」に基づいて説明

委員長：ただいまの説明について、何かご質問ありますでしょうか。

※質問なし

[終了]

(協議事項) (2) 大口町こども条例案について

事務局：[説明]

※資料2-1「大口町こども条例 構成案」及び資料2-3「大口町こども条例検討の手引き(案)」に基づいて説明

委員長：説明ありがとうございました。かなり情報量多いですけども、どこからでも結構かと思えます。ご質問ないしご意見あれば、ご発言お願いします。

委員：こどもの定義で、これって大口町に住んでるこどもという定義ですか。それとも習い事しにきている子とかも含むというイメージなんですかね。違う町だとそういうことが書いてあったので、どうなのかなと思ったんですけど、その辺お聞かせください。

事務局：この中では一応「大口町に住んでいるこども」ということを想定はしています。

委員長：よろしかったですか。

委員：はい、わかりました。

委員長：そうではない条例を定めている市町もあるということでしょうか。どこかに書いてありましたか。

委員：そうですね、次のページ（資料2-3 13ページ）に参考までに書いてあったところに書いてあったのでどうなのかなと思いました。東京の北区ですね。

事務局：たぶんこの東京の北区の学んでいる人というのは、その区内の学校に行っている人とか18歳未満であっても義務教育を終えていれば働いている人もいるので、そういう人も含めてということだと思います。大口町も大口町まちづくり基本条例では、住人という定義を町内の企業で働いていらっしゃる方も住人として定義しているのです。ただ、こどもとしては、

委員：支援する側になっちゃいますね。

事務局：そうですね、なかなか町外のお子さんの、どこまでいっても住所地というところが限られるので、例えば町外のお子さんが町内の幼稚園さんに通っていらっしゃる子もいるんですが、その子に何かいろいろ家庭的に問題があったときに、大口町がそのところをフォローできるかという、それはやっぱり住んでいる市町の方でやるべきことになってしまうので、

委員：逆は大丈夫なんですか。

事務局：それは町にきます。逆に大口町に連絡がきます。

委員：そういうことなんですか。

事務局：ということになるので、なかなかそこは難しいかなと思いますが、一応大口町に住所があるこどもという認識ではあります。

委員：わかりました。

委員：こどもにとって大切な権利 第3条の16項目ということで、これは他の市町みたいに細かくされる？

事務局：細かくというのは内容がですかね、それともカテゴリ分けのような形ですかね。

委員：はい。

事務局：この生きる権利とか育つ権利とかいわゆる4つの柱という説明が現在使われていないということですか、

委員：より具体的にという項目が次具体的にないと

事務局：カテゴリ分けはせず、16項目を具体的に並べるというような構成にしています。

委員：この中に例えばこれをこどもにこの権利として全うするために、大人が環境づくりをすることとかそんなようなことはいかがでしょうか。こういったことができるように、16項目のことができるように大人がそういった環境をつくると。一緒に考え、そういった環境づくりをすることはいかがでしょうか。

事務局：ご意見の性質からいくと、どちらかという大人が担う役割のような、

委員：後から出てくるね。

事務局：はい、もしそういったものを盛り込むのであれば、場所としてはこどもの権利の保障、第3章の方になってくるのかなという風に思いますが、これの16項目に対して大人とか地域とか社会とかはやるよと、こういうことをしましょうねということ

は、後ろに書いてありまして。

委員：文言として具体的なことが出てくるんだけど、大人から環境をもらうのも権利ですよというような。

事務局：守られた環境で育てますよというところで、

委員：いや、一応後で出てくるのでいいんですけど、4つのものを1つにまとめて、16項目、権利を並べたということですね。大人はそういうこの権利を守るためにそういう環境をつくるのかそういった役割をまた後でという風に分けたということ？

事務局：はい。

委員：わかりました。以上でございます。

委員：全体のことで2つほどすいません、まず1点目が前文のところでの構成で大丈夫かってお話しなんですけど、全部見ながら長いなと思うんですけども、大切なんで載せてほしいとは思っています。ただその4つの案、前文ですかね、子どもたちが考えた、その後の文章なんですけど、なんかこう前後との繋がりがちょっとわかりづらいなというのがあったんで、4つの前文、子どもの案を受けて、私たち大人はどう考えて、この最後の3行の文章に盛り込んでもらった方がもっと流れるのかなというのは1つ思いました。あともう1点なんですけども、これはちょっと確認なんですけど、条例の全体を見ますと文言として尊重と支援というのが結構出てくるかなと思います。他の条例も読ませていただいたんですけど、子どもたちは一緒に何かをすることかそういうような参画とか協働とかそういう文言は結局まちづくり基本条例にうたっているのであえて載せていないのか、その辺の解釈というのを教えていただけると嬉しいかなと思います。

事務局：尊重と支援という言葉をよく使っているというのは、やっぱり子ども条例というのは、子どもの権利、子どもが幸せに暮らせるようにということを中心にしましょう、尊重しましょうという感じになっているのでこれを使っているんですけど、協働とかっていうのはちょっと違うかなというのであえて使っていないですね。使っている市町もあるんですけどそこはちょっと協働ではないかな、大口町でいう協働ではないかなと思うので、むしろ責務とかそういった役割とかになってくるかなということで、あえて使っていないですね。

委員：子どもと一緒に何かをすることというのは、特にここではうたわずにということですね。どっちかというとその権利に対しての支援というのをメインで持ってくるということですね。

事務局：子どもの基盤がそこでされて、まちづくり基本条例という位置づけも大口町ありますので、そういった協働ですね、そちらも大きい方でカバーしていけるかと思っております。あと、一応子どもにとって大切な権利 第3条の中に子どもの参加の権利というのも入っていますので、そういうところで子どももちゃんと意見言えるよというようなところとか、意見に対して配慮や尊重されるよというところもちょっと入っているかなというところなので、そのところは、でもやっぱりこれから拾っていききたいなとは思っていますので。

委員：はい、別に否定しているわけではないです。確認しているだけです。

事務局：使うのがふさわしい場所があれば、使わせていただきますので。ありがとうございます

ます。

副委員長：いいですか。今のとちょっと似ているんですけど、やっぱり参加ということで、先ほどの16ページ（資料2-3）の中でね、（14）、（15）、（16）がこどもの参加に関わる項目ですっていう風におっしゃったんですけども、こう見てるともう少し一歩進んだ参加っていう、そういう項目になってもいいのかなっていう気が私はしているんです。やっぱりこれからはこどもが主体的にどう関わっていくのかというところが大切にされていくと思うので、そのあたりの参加っていう項目がもう少し入ってほしいなと私は思いました。

事務局：そうですね、一歩進んだっていうのはなかなかちょっとイメージが、考えて、加味していきたいと思います。

副委員長：思いを伝えたかった。

委員長：前文のことはよろしかったですか。前文のまとめというか、こどもたちのを受けて、もう少し変えた方がいいんじゃないかというところですかね。

事務局：そうですね、31ページ（資料2-3を）見ていただくと、こどもの意見表明や参加の促進というところがありますので、今ご意見いただいたところだとこのあたりをもう少し、ですね。前文は、ちゃんと4つの前文をふまえて意見を付したいと思います。この4つあるということに関してはどうでしょうか。あまり前例のない形なんです。

副委員長：ええ！と思いました。

事務局：どうですかね、みなさん。忌憚のないご意見を。本当は1つにまとめようとしたんですけどね。

委員：前文、内容については全然いいと思うんですけど、1つ聞きたいところがあって、これ、4グループ作ってやったと思うんですけど、集めるにあたって募集の仕方でも聞いたような記憶があるんですけど、やりたい、熱い思いをもらってそこから選んだとかじゃなかったでしたっけ。

委員：そうです。

委員：なんとなく僕は知ってはいるものの、知らない人が見ると、適当に無作為で選んだこどもたちの中から4つのグループで出てきた意見っていうような感じがして、この文章を考えたこどもたちってすごくこれを作るのに意欲的で、やりたいっていう意思があるこどもがこれを作ったと思うんで。だから、僕らもこれ4つ全部載せると思うので、ちょっとそこ、文章長ったらしくなっちゃうかもしれないですけど、記載していただいてもいいんじゃないかなとは思っています。

事務局：ありがとうございます。おっしゃる通りで、作文もちゃんと書いてきてもらって、意思表示をしていただいて、出てもらっているんで、なのでまとめようとしたんですけど、そういう思いで出てくれたので、もったいないかなということで、これは4つそのまま載せてしまおうという事務局の熱い思いがあるので、そのあたりはやっぱり普通の条例の前文というところからはだいぶ逸脱をしているかなという風に思いますが、別にね、ここってある程度なんでもありなのでいいかなというところで、そのまま使おうかなというところで今回おはかりしているので、4つ載せるのに対しては、今みなさんおっしゃってくださったように、もう少しここに至った

経緯をちょっと作文でいれるとして、4つ載せるというところに関してはいかがですかね。

委員：4つ載せるのはいいんですけど、それぞれ1つの四角の中は他の人から見ると、そのグループで話し合ったかなと思われると思う。これ（1つのグループがさらに）3つのグループに分かれて、a、b、c でくびれているところで考えているじゃないですか。知っている人はあれだけど、わかります？1番最初の（こどもたちが作成した前文）でいうと、「私たちの町大口は、さくらが」ときて、「思ったことができます。」で1つのグループで考え、「そして学ぶため」～「あります。」、なんかそういう風に3つのグループに分かれて作っているものですから、こどもってというのが、同じ四角の中でも漢字で書いている子たちがいたり、ひらがなで書いている子たちがいたり、子だけ漢字で書いている子がいたりっていう、ちょっとそのあたりの統一性が、そこだけ統一してもどうかなと思ったんですけど。

事務局：あえてこのままにしている。

委員：さっきそうやって言われてたんだけど。

事務局：なので逐条とかで説明するところに詳しく書いてあげるのがいいかなと思います。その作成過程とかも含めて。

委員：そういうのがある？

事務局：それを作ろうと思っています。前回の会議の時もそうやって説明資料とか作られるの？みたいな話あったと思うんですけど、作るつもりではいるので、そこで細かいところは書いてあげて、なんでここが違うのかって思われた人はそれ読めばわかるようにしてあげた方がそのまま残るからいいかなと自分は思いますけどどうでしょうか。こどもの「こ」もひらがなにしているかどうかもたぶんいろんな考えがあって、その子が学年的に「こ」と書いただけかもしれないですけど、でもやっぱりその裏に別に思いがあったりする文章なものですから。

副委員長：4つのグループで書いた？

事務局：グループ自体は4つあって、その中、1つのグループで、また中で3つに分かれて。ニュースター（資料1・3ページ）のところ、上に説明があるんですが。

副委員長：①、②、③って。

事務局：①、②、③というところをそれぞれ考えてもらって、最終そのグループで組み合わせると1つの文章になっている。なので、1つ目が大口町のすきなところ、2つ目がこどもたちが幸せに生きるために大切にしたいこと、3つ目があなたが未来に残したいもの、望む未来は？というそれぞれその部分をグループの中で話し合ってもらって繋げたっていう形になっているんです。

委員：なのでいろんな言い回しがちょっとずつ違っている。

副委員長：文章の中でも同じことを繰り返しているとかっていう言葉が出てきてるってことなんです。

事務局：前文はこの条例、大口町がある限りずっと残るものですから、せっかく参加してくれて作ってくれたこどもが、将来これ自分が作ったよって言えるように、そういう思いもあって残すようにしました。

副委員長：じゃあもうちょっとここが詳しくないと、これざっと読んだときに最初思ったこと

は、なんでまた同じところが繰り返し出てくるんだらうなっていうのが最初に疑問に思えたんです。まっさらで読んだときにね。

事務局：こちら側はわかっているんで、そうですね、初めて見る人がやっぱりわかりやすいものを作らないと。

副委員長：そうなんです。ずっと読んでいた時に、またどうして私たちの町大口はがまたここにも出てる、またここにも出てるっていう感じになっちゃうので、もう少し最初の文章のところで、わかりやすく書いてもらわないとすっ飛ばしていってしまいます。

事務局：工夫します。

委員：でもやり方そのまま書いちゃうと、ただの文章になっちゃう。

副委員長：そうなんですよ。

委員：私は条例は素人なんで分からないですけど、ただやっぱり日本語としてこううまくってというのは確かに必要なのかもしれないですね。

副委員長：だからそこがそういうことを大切にしているところが、こう最初の文章を読んだときに納得できてここを読まないと。

委員長：この冒頭に書いてはいますけどね。

事務局：もうちょっと丁寧にですね。

委員長：グループの数出すといいかなとちょっと思いまして、4つの前文を作ったって、この4つの前文が1グループ1個と分かると、繰り返し出てくるということはちょっと想定できやすくなるかなとは思いますが、またご検討いただければと思います。

委員：僕はこの前文、4つの前文、グループで資料1の方に入っていたところの部分が全部こう含まれているというのは、これがまず大口町らしさという最初のこういうところの部分であっていいんだなっていうようなことを僕は感じてたんですけど、今の話とちょっと重なってくるんですけど、この事務局案の例えば「すべてのこどもたちが幸せに暮らせるように」っていうのは、僕がちょっと読んだ感覚だと僕たち大人というか僕たち側の目線で喋ってる話の文章が最初にきてて、でも次の大口のこどもたちが未来を考え、思いや願いをやってこの4つの前文ができたんだよっていう、これこどもの思いなんで、逆に僕は、この大口のこどもたちが、これはもう文章だけは作文の問題になっちゃうんですけど、大口のこどもたちがこういうワークショップを通して、こういう風で幸せに暮らせるように前文を作りましたっていうもってき方をすると、まずここは入ってきやすいのかなというようなことは、確かに今言われたように全部書かれてるんで、最初のところに。ただずらずらっと読んでみて、後からこうそうなんだなっていう解釈が後から実感してくるといふか出てくるという形なので、文章のここ、順番とかそういうところの書き方の中でやっていけば、このところってすごく大口町らしいというかものになってくるんじゃないのかなっていうようなことをちょっと感じていて。今、最後のところには3行文章があるところがあると思います。そこのところね、さっきみなさん言っていたように最初の文章と最後の文章をうまいこと書き合わせた形にして、この4つのくくりをどんだんどんだんと載せた方が見やすいんじゃないのかなということはちょっと感じながら僕はいいなと思って読ませてもらいました。で、ちょっとさっき言えばよかったかもしれないですけど、ちなみにこの申し込みがあった19名の小

学校5年生から高校3年生相当のこの人数の比率っていうか、どういう参加率だったのか、何年生が何人ぐらいいたのかなど。写真を見ると、なんか意外とちょっとちっちゃい子たちがいるかなっていうこと思ったりしたんで、もし参考に教えてもらえれば。そういったこともね、載せれたりとかできるものがあるんだったら、そういうのもやることによって、よりそのこどもたちが考えた前文なんだよっていうようなところがすごく強調されてくるんじゃないのかなってちょっと感じたので、ちょっと参考までに教えていただければ。

事務局：小学生が4人で、中学生が8人、高校生が8人ですね。

委員：人数が合わない。

委員：20人、4グループで5人いなかったんでしたっけ。

委員：欠席は2人だったと思う。

事務局：4グループで5人ずついたから、日にち間違えてて連絡したら来たので20人でした。

委員：これってちなみに前の8月のワークショップとかからずっと継続されていて、今回もこのところに参加された方っていうのももちろんいらっしゃるんですね？

事務局：はい。前も参加してくれた子も数名いらっしゃいます。

副委員長：なんかすごいごめんなさい、ぶっ飛びみたいな意見を言っちゃうかもしれないですけども、この前文のところって、この書いてる人は大人ですよっていう感じで最初の文章と最後の文章は書いてますよね。もうそこやめて、主語をこどもにもってきてこどもの言葉で書くっていうのは無理ですか。

事務局：こどもになりきるってことですか。そうですね、こどもに書いてもらうっていうのは難しいけど、難しいな。前文として条例にきちんと残すものをこの説明のところをじゃあこどもたちにすべて書いてもらって、きちんとそれを見たときに説明になっているものができるかという正直不安なので、先ほど言ったように例えば逐条解説の中だったらそういうものはいくらでもできるんですが、やっぱりこれは単体として残っていくものなので、ある程度は今みなさんおっしゃったようなところは、説明としては加えていくべきだと思うんですが、その部分もちょっとこどもたちに全部お願いねというところは、ごめんなさい、ちょっとできないです。こども目線で書くというのはありかもしれませんが。他の市町でもやっているんで、こどもになりきってこどもの目線で説明を加えるというのはできなくはないと思います。先ほど田中先生が言われた主語の使い方、上手にもっていけばもう少しこども目線になった感じでできるかなと思います。そのあたりもちょっと考えさせてもらいます。やっぱり前後は少しここを4つ載せる説明を丁寧にしないと、あんまり長くなるといけないから、結構このあたりは短くしようと思って短くしたんですね。あまり長いとただでさえ4つもあるから読んでもらえないんじゃないかと思って、少なくしてるんですが、それでは足りない部分があるので、そこはちょっと見直しをして、もう少し丁寧に。ぜひこの中身を読んでもらいたいので、前後ちょっと端折りしましたが、はい。

委員：第2条の定義のところていくつか定義されていますが、これは質問なんですけど、その後でいくつか文章が出てくる中で地域という単語は出てきてましたが、ここで

地域という言葉だけについて整理はなされていませんが、これはどういった認識なんでしょうか。育ち学ぶ施設とかっていうところがその地域を定義するうえでかぶってくるようなところになるのかなという風に読み取ってはいたんですけど。

事務局：行政区とかいろいろなくくりがあるんで、どうやって定義付けするかなみたいな感じで、地域は、大口町でいうとやっぱり行政区とかそういうところであえて定義付けするのをやめたという感じなんですよね。

委員：ちょっと興味本位のある質問でした。

事務局：悩んだところではありました。

委員：続けていきます。第4条の最初にだらだらと書いてあって、「こどもの権利が保障されるよう努め、」とあります。例えば、第5条2項だと文末が「努めなければなりません」となっています。「努め、」だとなんかその程度の度合いが緩くてもいいよと私は感じてしまって、「努めないといけない」という言葉の強さをこっちの方の文章で感じたので、ここをちょっとそう思ったので質問です。

事務局：これは「努め」だけではなくて、次も続いて「実施しなければなりません」という後ろの部分とのつながりの中でそういう、

委員：わかりました。続いて、第8条、「事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備に努めなければなりません。」これ全然いい文章だと思うんですけど、やっぱり事業者、企業って利益を追求していかなきゃいけない部分もあって、どうしてもそこでしょうがないよねっていう話が出がちだと思うので、個人的にちょっとここはさらに一言加えて、より強いメッセージ性があってもいいのかなと思いました。

事務局：この辺は本当、国でも今動いていまして、やっぱり子育てしやすい環境づくりというのは進めていますので、これ以上書くのはなかなか難しいかもしれませんが、推進はしていきたいと考えております。

委員：続いて、第10条の最初、文章がありまして、「居場所を確保するよう努めます。」というような文章になっています。町はこういう風に努めますというような書き方だと思うんですけど、町が主語になると「努めます」になるんでしょうか。努めなければならぬとかっていう文章にはならなくて、こうなったのはそういう意味でしょうか。

事務局：言いきりでやりますという意思表示という部分も。努めなければならぬとかそういうちょっと逃がす言い方、行政使うんですけど、行政用語で最後の文言によって努力義務って言い方よくあるんですけど、頑張っってやりましょかねっていう文章と努めますっていうのは、そういう場所をもう努めるように行政で動きますよという。

委員：こっちの表現の方が絶対にやるよっていう強い意志が出ているということなんですか。

事務局：他との整合性をしっかり確認します。

委員：こどものこと大事なんで、絶対やらなきゃっていうのを作っていただいたなと思って、そこを言ってみました。もう1点だったかな、第15条なんですけど、この4項、「町は、虐待やいじめ」から始まって、最後、「速やかに適切な対応を行わなけ

ればなりません」この表現すごい引っかけちゃって、適切な対応をしましたと言いつつも、こどもが亡くなったというケース結構あったと思うので、適切な対応じゃなくてきちんと解決しなきゃいけないと思うので、ちょっと文章の言い回しどうかかなと思いました。以上です。

委員長：ここは全部「なければなりません」？

事務局：これは「行わなければなりません」なので、これは努力義務じゃなくやらなければいけませんという言い切りではあるんです。努めなければならぬじゃなく行わなければなりませんという風にはなっているので、ただ緩く感じてしまうというところが、

委員：適切な対応をしたんですけどこういう風になってしまいました、意味ないじゃんとなるので、やっぱりこれは、僕が考えたのは、解決しなければいけませんとか、最後やったからいいでしょという風にならないような表現になったらうれしいなと思いました。

事務局：解決できるかどうかというと100パーセントできないこともあるものですから、速やかにという、早急に動いてそれなりのちゃんとした適切な対応をしますよっていう。伝わり方は大事だと思うので、はい。適切な対応、行政っぽいので、すごくわかります。なくした方がいいかもしれない、確かにそういう目線で指摘いただけるとなるほどと思います。ありがとうございます。

委員：1個質問は、こどもにとって大切な権利で、先ほどこれは生きる（権利）だよ、守られる（権利）だよ、育つ（権利）だよとカテゴリ分けで説明あったんですけど、この並びの順番ってなんか意味があるんですか。

事務局：特にこの順番でないといけないというものではないんですけど、ここの権利を組み立てていくときにカテゴリのような形で生きる権利の中で大事なものは何かというような考え方をしながら組み立てていったので、並びがそれに近いような形にはなっていますが、特段この並びではないという形で組み立てたわけではないです。

委員：微妙に（カテゴリで）固まってるから、それだったら固めた方が分かりやすいのかなってちょっとふと思っただけ。（資料2-3）20ページの保護者における権利の保障というので、文章を読んでいると、親がこうやるみたいな、ちょっと意味が分かりにくいんですけど、なんかこうこどもが言いやすい環境を作ってあげるみたいなイメージの文章になってくれると嬉しいなという感じがして。なんかこう保護者が一方的な感じがして、言える雰囲気というか環境というかそういうイメージがあると嬉しいなと思いました。育ち学ぶ（施設の関係者における権利の保障の）ところの学校の先生以外とか学校の先生に自分の考えが大切にされていると思いますかとかははっきり伝えていきますかという（アンケート結果）ので、伝えれていないところかというところがわりといるなという感じがあって、環境整備に努めなければなりませんみたいなことが書いてあるんですけど、今って自分から言うのが苦手な人が多いというか、電話とかは苦手だけどメールとかこう表現、紙だったら書いて渡せるとか、場の提供だとかそういうイメージがあると、意味合いがあると表現しやすいのかなって思いました。

事務局：こどもの意見を聴くにあたって、環境を作るにあたって、しゃべりが苦手な子

に対してはこういった何か他の方法でということですよ。

委員：冒頭で委員長がご挨拶されたときも、喋れない子とか、上手にコミュニケーションがとれない子とか、そういう子もちゃんとこう表明とか伝える権利じゃないけど場があるよみたいな、

事務局：その子にあった聴き方をしてっていうところですよ。先生にこの前いただいた意見をちょっと話させていただいていいですかね。前回ちょっといただいた意見で、この（こどもにとって大切な）権利の15番、16番で、こどもがその自分の意見を表明することが15番にあって、16番にその意見が尊重されることってあるんですけど、さっきおっしゃっていただいた意見を言いやすいところの配慮というのもこの間に入れようかなと検討しているので、それとあわせて今おっしゃっていただいたものも保護者のところにちょっと加味して考えてみたいと思いますので、ありがとうございます。

委員長：保護者のところっていうのは、保護者が言いやすい、相談しやすいっていう意味ですか。第5条の「この場合において、保護者は、必要に応じて町及びその他関係機関に相談し、支援を求めることができます。」ってあるんですけど、そこのところの言い回しのお話しでしたでしょうか。

委員：2項の方ですね。

委員長：保護者が受け止め、

委員：言ったことは受け止めるみたいな感じですかね。

委員長：なるほどなるほど、保護者もこどもの意見を聞き取る、こどもにあわせて聞き取るというニュアンスがいるというご意見だったということです。ありがとうございます。今の第3条の(15)、(16)のところですけど、もう1個増えるということですか。17になるという？

事務局：そうですね、(15)と(16)の間にいれようかなと思っていますね。表明することと表明しやすい配慮がされるということと言った意見が尊重されるというその3つ。表明ができない子がいるとしたら、その部分を拾うっていうことです。

委員長：こども基本法だと、たぶんその時お話ししたように思うんですけど、その書き方だと、この2つでその2つとも意見を表明できるっていうところにも、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がっていうのが入って1個、もう1個、意見が尊重されるっていうことにも配慮がなされている、書いてあったような気がしてそれでお伝えしたんですけど、これをもし3個にするっていうことは、大口町の意気込みみたいなところでは、おもしろいかなと思ったんですけど、あ、増えるんだとちょっと思ったっていうところです。これどうですかね、いいんですかね、増えても。

事務局：増やしすぎると限定列挙みたいになっちゃうんですかね。

委員長：分かりにくくならないかなという。もし例えばこれ、こどもの権利これだけありますというのをお子さんに説明する機会があったり、何かで示す機会があったときに、私がちょっと分けておいた方が議論しやすいんじゃないかと言ったのを受けて、今日事務局が説明してくれたんで、ありがとうございます。1個ずつバラバラだと分かりにくいかなっていう気は少しするんですけど、みなさん1つ1つが大事だからそれでいいっていう考え方もあるでしょうし、少しまとまった大きい枠組みがあ

った方が見やすいことも考えられるし、いずれでもいいのかなとは思いますが、ちょっとその辺は、もう1個増えるとなると余計ちょっと気になったので意見させてもらいました。そうなる順番がとかなりますよね。やっぱりそういう意味では1個ずつ大事にスタンスで。

副委員長：でも確かに先ほど説明して下さったので、生きる（権利の）ところです、ここは守られる（権利の）ところです、参加する（権利の）ところです、で、それを聞いてこれを読んだときの方が理解が早いです。カテゴリがはっきりしていた方が、それは感じます。それをどちらをね。1つ1つを独立させていくのか、カテゴリで捉えていくのかっていうところで。

事務局：どこまでいっても理念の条例なので、なかなか悩むところなんですね。あまりこうまとまりすぎると分かりにくい、かといって細かく書きすぎてしまうとここに書いていないものは権利ではないような印象になるので、それをどこまで書くかというのは、事務局の中でも議論はしています。ただ今おっしゃるようにまとめて、逐条（解説）でもう少し詳しく説明するっていうのもありますし、悩ましいところですね。昔はユニセフも権利4つでとやっていたのがその4つの限定になっちゃうからやめているので。で、原則っていうのを使っているけど、考え方みたいな、なので、うちもグルーピングをやめたんですね。グルーピングするんでしょうけど、条文には書かない。

副委員長：前はグループ分けみたいですね。

委員：この4つのグループ分けの他5つ目が出たりするものなんですか。4つで外れてるからだめだよっていうけど、5つ目が出そうな権利はあったりするものなんですか。絶対この4つにカテゴリされそうな気がするんですけど。

事務局：カテゴリがやっぱり難しい、4つが正解なのかわからないので。

委員：そうですね、5つ目が思いつくかって言ったら、たぶん誰も思いつかない、未来のこどもが思いつくのかもかもしれませんけど。確かに言われるようにグルーピングしていた方がずっと入ってきたので、そういうことかというのは言われてるとおりだったんで、どうなのかなって。

委員：この理念条例が活用されるシーン、想定されるシーンはどういうところでしたっけ。町がこういうの作る時とか、イベントをする時とかなんか前そういう説明ありませんでしたっけ。

事務局：町がこどもの施策をするときにこどもの意見を聴く場を設けたりとか、そういうのはこれに基づいて今後は行われていくことになります。この4つのグループ分けに対してというわけじゃなく、町のこども施策なものですから、特にそういうグループ分けもなく何か説明するときっていうことですね。

委員：民間がこれを見て何かやるっていうのは考えられるんですかね。会社さんがとか事業者。

事務局：会社さんは子育てと仕事のしやすいっていうその自分の部分、役割の部分になってきて、このあたりというのは、直接何かはないんですけど、こういう理念も持って子育てしましょうというところになりますので。

委員：であれば、役場側が把握できればいいのかなと、第三者に向けてわかりやすくグル

ーピングしなくても、役場だったら分かるんじゃないのというそういう考えです。

事務局：ある程度同じグループぐらいにまとめといて、イメージつきやすいようにした方がいいのかな、ちょっとその辺はまた検討させていただきます。次回のときにですね、また案を出させていただきますので。このあたりはどこまででも理念条例なので、分かりやすくっていうところもありますけど、どこまで具体的に載せるか載せないかっていうところは、たぶん読み手によっても違うと思いますので、ちょっと全体のバランスを見ながら、検討させていただきたいと思いますので、また次回、もう少し中で練ります。

委員：説明の何かを作るって言って、それにもうちょっと詳しく書くような方がいいのかなと。たぶんこの16個の量でももう入ってこないんで、多すぎて入ってこないんで、ただ書いてあることは当たり前なのが書いてあるので、これ以上増やすと入ってこないなって思っ

事務局：例えばグループで分けると、第3条はなんとかの権利、第4条がなんとかの権利、第5条がなんとかの権利ってばらばらなんですね。条の作りが。そうすると、やっぱり権利は大切なもの1個とまとまってあった方が見栄えもいいのかなどと思っ

委員：今のと話し全然関係ない、(資料2-3)45ページの(条例の)見直しなんですけど、これ全部「町は」という言葉から始まってんですけど、町以外の人提案することができる仕組みはできないのかなと思っ

事務局：そうですね、なるほど。

委員：これは意見集めたるわという状態なので、そうじゃないよねって思っ

事務局：見直すのは町だけど、町以外のところからも見直した方がいいんじゃないかって声があったら見直した方がいいんじゃないかってことですね？

委員：そうですね、はい。それがあると動きやすいなと思っ

副委員長：先ほど子どもたちもいっしょに啓発について、今後の啓発についても討議をしまし

事務局：啓発については、先週の土曜日にそういう会、ハロウィンパーティの中で子どもの意見をもらってまずは列挙、どういうことをPRできるか、どうすると子どもたち同士PRできるかとかそういうことを書いていただいて、また今後、それについてどういう風にしていくといいのかっていうのもまた考えていただくということで進めようと考えておりますので。町の方もそれに対して予算付けをして、啓発資材作ったりとかですね、その辺もいろんなお力をお借りしていっしょにやっ

副委員長：もしそういうことを考えていらっしゃるようだったら、分かりやすくっていうところは、その啓発活動の中にかみ砕いていただくといいということも、1つの方法としてはあるのではないかなと思っ

事務局：そうですね、子どもが子ども向けにPRするのなら、その子ども向けの分かりやすさっていう、大人なら大人という、同じパンフレット1枚作っておしまいじゃなくて。

そうですね。

副委員長：ダイジェスト版みたいなもので、こう、A4 1枚でぱっと見て分かるっていうようなものをこう作っていただくとかっていうそういう、やっぱり作ってこれを見なければ、何の意味もないと思うので、それを分かりやすくかみ砕いたものを作っていただくっていうことの方が大事なのかもしれませんと思いますので、発言させてもらいました。

委員：また確認で申し訳ないですけど、これ、自然って結構出てくるのは、こどもたちのワークショップで自然が結構出てくる？

事務局：それはこどもが自然の部分を、大口町のイメージだったかな、イメージでいうとワードに対してこどもが自然っていうのをを出してきたという。

委員：自然多いんだ

事務局：やっぱり桜があれですね。

委員：たった70年しかないのに自然なんだそうなんだと。いやごめんなさい変なこと言いました。ちょっと気になったのが、あくまで意見なんですけど、(資料2-3) 33ページの第10条2項なんですけど、細かいニュアンスとかは自分も作文苦手なのでそういうことは言わないんですけど、結局「遊び場や体験することができる場を確保するように努めます」といろんな主体がって話なんですけど、地域社会と自然しか出てきていないので、この地域社会っていうのは、先ほど委員がおっしゃっていただいた地域っていうところにも関わってくるのかなと、エリアなのかコミュニティなのかという話にはなってると思うんですけども、社会、地域と自然だけでいいのか、事業者さんがいらっしゃるので、その様々な環境っていうので、環境で遊び場や体験することができる場を確保した方がいいのかなっていうところがありますね。全体としてやっぱり自然というのがちょっと気になりました。以上です、すいません、ありがとうございました。

委員長：私もこの自然っていうワードはちょっと気になって、打合せの時にはちょっと話題にしたんですけど、たくさんこどもたちの前文のところにも美しく自然豊かな町っていうのが大口のいいところっていうので出てきてるっていうのは、それを守っていくみたいな流れが組み込まれるものがこの中にはあるのかなっていうのは、ちょっと気になっていて、直接こどもの居場所ではなくても、その町全体がそのこどもたちが自分のいい町として、自然豊かなっていうキーワードで表現されるような町を維持していくと、よりよくしていくっていうことも、こどもの居場所とはちょっと違うかもしれないけれども、それもやっぱり大事なことだろうなと。こどもが幸せに暮らせるっていうのがこの条例の目的だったので、というのはちょっと思っていた。だからどこかに何かそれが反映されている部分はここですよと覚えて、直接書かなくても、でそれが詳細に説明する箇所では出てくるみたいなものがあるといいかなって、今ちょっと思っ言おうかなと思っいたら、委員言っただいて。でもあれですよ、言われたのは、居場所についてもう少し？

委員：それはそういうことですね。はい。様々な主体の方を挙げてみえるので、コミュニティかエリアか分からないですけど、やっぱり地域としてだけ書いているのはどうかなっていう意味で発言させていただきました。

委員長：すいません、私とちょっと違うのかもしれないんですけど、両方ちょっとまた検討
いただいて。

委員：質問ですけども、(資料2-3) 26ページの第7条で地域住民等における権利の
保障というところの中で、地域住民等の等というのは、法人とか個人事業主とかそ
ういう、8条のところでは事業者における権利の保障というのがあるんだけど、今、
地域では、個人事業主、それから法人にお声がけをして、例えばこどもの見守り、
それから子ども110番の家、こういったことを働きかけているので、そういった
のは等に含まれるということでしょうか。

事務局：そうですね、(資料2-3) 12ページにこの地域住民等の定義をさせていただ
いて、まちづくり基本条例のまちづくりの担い手になりますので、ある意味もうほと
んどものがすべて含まれてくるような形になります。

委員：その8条の事業主というのは、あくまで法人というか？位置づけが例えば職場で働
く保護者が仕事と子育てを両立できるように働きかけるのと、地域のいろいろな見
守りとかそういったものは別ということでしょうか。

事務局：これは企業さんが保護者の働く環境づくりに協力しましょうっていう限定的な考え
方。事業者になりますので。

委員：あとはこういったものをいかに浸透していくか、ここが難しい。作るだけで終わっ
てしまう。子どもたちも期待していますので。

事務局：今日ですね、いろんな意見をいただきましたので、一度精査させていただきなが
ら、いろんなものを反映してですね、次回の方の計画に盛り込んでいきたいと考えてお
りますので、ありがとうございました。

[協議終了]

次第3：その他

事務局：まず事務局の方から PR させていただきたいのが11月2日と3日の土日
にふれあいまつりというのが開催されます。この中で先ほどから何回も出てきましたこ
どもまち会、ワークショップをしてその後引き続きこどものことをいろんなことをし
ていただける団体さんがみえまして、今回ブースを11月3日に子ども服のリユース、
ちよど保育園の方が対象になってくると思いますので、それとあともう少し大き
い子も遊べるボードゲーム、誠信高等学校のテーブルゲームクラブの方に来ていた
だいていろんなボードゲームで遊びもさせていただきますので、そういったブース
を設けますので、ぜひお時間がありましたらよろしく願いいたします。事務局か
らは以上ですが、他何か聞いておきたいことありますでしょうか。

委員：次回の開催予定はあるんですか。

事務局：次回は、今回の案を検討して12月を予定しておりまして、また決まり次第、早急
に連絡させていただきたいと思いますのでお願いします。

[その他終了]